

## 会 議 錄

会議名	令和6年度第2回京田辺市学校教育審議会
日 時	令和6年9月26日（木）午後6時00分から午後7時30分まで
場 所	京田辺市役所3階305会議室
内 容	<p>1 開会      2 会長あいさつ      3 議事</p> <p>(1) 京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について（答申骨子案）      III 学校間の偏在の解消に向けた対策（望ましい学校規模、通学区域）</p> <p>(2) III 学校間の偏在の解消に向けた対策（第1期の対策）      (3) III 学校間の偏在の解消に向けた対策（第2期の対策）</p> <p>4 その他</p>
出席者	<p>（委員）      沖田委員（会長）、河村委員（副会長）、村井委員、塩田委員、今村委員、上原委員、森本委員、宮本委員、大西委員、島谷委員、浅山委員、浦田委員、岩井委員      （事務局）櫛田教育部長、片山教育指導監、古谷教育部副部長、平岡教育総務室担当課長、勝又こども・学校サポート室総括指導主事、田原学校教育課長、濱本教育総務室企画係長、鈴木教育総務室企画係再任用主査、河野教育総務室企画係主任</p>
傍聴者	1人

### ●議事

- (1) 京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について（答申骨子案）  
 III 学校間の偏在の解消に向けた対策（望ましい学校規模、通学区域）

《事務局から資料1、参考資料1、2、3に基づき説明》

会 長： 本審議会の基本的な方針として、数あわせの区域割で対処することはせず、PTAの方々、地域の方々、児童生徒らの意見を聞きながら進めしていくということです。

それでは、事務局より説明がありましたが、ご意見をお願いします。

委 員： 意見としては2点あり、1点目は認識合せを行いたいと思います。資料1の12ページの「2. 市全体からみた課題」のところで、学校間の

児童生徒数の偏在による問題は生じており、こどもたちからの意見聴取においても確認することができたとありますが、7ページの「総括」の冒頭では、児童生徒らは、自校と他校とを比較する機会がないため、偏在に係る問題意識はほとんど見受けられなかつたとあり、ロジカルではないのではないかと思いました。意見聴取させていただいた感じでは、こどもたちからは偏在の問題はでてこなかつたと認識しており、違和感があります。

2点目は提案です。14ページの視点のところで、過去の経過も踏まえて3つの視点を入れてもらっているとの説明がありましたが、この1年半、地域の方々、こどもたちのご意見を聞かせていただいて、みなさんも感じておられると思いますが、新型コロナが終わって、社会の多様化、価値観の多様化が進んでいるのではないかと思います。17ページ以降に学校選択制度がでてきますが、定量的な偏在は重要ではありますか、どちらかというと一人一人の保護者が偏在のメリット・デメリットをどう捉えるか、受け取りが異なってくるということから、どういった特徴のある教育が合っているかといった定性的なことが課題ではないかと感じました。その上で、選択するということは情報公開が大事で、明瞭な計画を出し、児童生徒や保護者が自信をもって選択できる機会を十分に与えるべきではないかということが重要と考えます。多様化している中で、情報公開をしっかりとしていくことが大事ではないかということで、視点に加えていただきたいと思います。

会長： 1点目の指摘については、こどもたちは、大規模校でも、小規模校でも楽しくやっているという話ですので、我々の偏在をどうしようかという視点とずれがあるということですね。表現は変えていただきたいと思います。こどもたちは楽しくやっているのですが、我々はより良い教育環境をどうつくっていくかということで、その辺の文言修正をお願いします。

事務局： 一見するとわかりにくい表現だったかもしれません。確かにこどもたちは偏在を問題として認識していないと思いますが、大規模校では施設等の利用に支障があるとの発言から、こどもたちの意識は潜在的なものではありますが、偏在問題としては顕在化していると捉えられましたのでこのような記述となっています。誤解のないように表現を修正します。

会長： 大規模校においてはといった言葉を付け加えた方がより具体的で正確かもしません。

事務局： 分かりました。

会長： 2点目については、学校選択制度を始める上では、教育委員会には、正確な情報を提供してもらうということで進めていただいていると思いますが、このことは入っていませんね。新しく入れてほしいということですか。

委員： 3つの視点しかないので、今のものに付け加えるか、4つ目としてもらうかですね。

会長： 答申書のどこかに、学校選択制度における正確な情報提供といった内容を入れていただくということで事務局には整理をお願いしたいと思います。

事務局： 分かりました。

委員： 資料の内容で確認したいことがあります、15ページの望ましい学校規模の中段にあるただしのところの後の文章で、大規模校を超えると課題で挙げられたようにその弊害が非常に大きなものとなるは、ちょっとわかりにくい表現であるが、過大規模校である31学級を超える学校と読めば良いのか。また、課題はどこのことを指すのか。例えば、11ページの偏在の課題の田辺中学校区の校内の移動や意見集約に時間を要すること、異学年の交流は難しく学校全体での行事はできること、グラウンド等の施設利用にあたり制約があることを指しているのか、若しくは9ページの（2）地域の方の意見の田辺中学校区の過大規模校では学習面での課題に加え、安全面でも問題がありを指すのか確認したいと思います。

事務局： 委員のお見込みのとおり、31学級を超える学校のことであり、課題については11ページのこと指しています。

委員： 他の委員の方々に感覚でよいので教えてもらいたいことがあります。中学校において十分な体制が整えられるのは、9学級以上とありますが、実際どうなのか教えていただけますか。

委員： 今の意見を含めて、ちょっといいでしょうか。学校規模ですが、小学校は30学級が許容される、中学校も30学級が許容されるということになれば、中学校は1学年10クラスまでが許容範囲ということになり

ます。田辺中学校も許容範囲となるということです。現状を見てみたときに、その辺、適正なのかどうか。

委 員：さらに指摘させてもらうとすれば、これは通常の学級だけで考えているのか。学校規模といった場合には、支援学級も含めた場合が普通ですので。

また、先ほどの話ですが、例えば、中学校で9学級というと1学年3学級となり、3学級あると教科担任制ですから、小学校と違つてなんとか色んな教員の配置ができるようになります。もちろん、複数学年にまたがって指導することになりますが、本当に最低の条件といいますか、ギリギリのところと思います。ただし、これに支援学級を入れるとなると意味がちょっと変わってくると思います。その辺、支援学級についても記述をしておく必要があるのではないかと思います。

事務局：資料にあります学校規模の案につきましては、4ページの現状で記述しておりますが、法令や文部科学省の手引き等を参考にしております。25学級以上を大規模校、31学級以上を過大規模校といった基準もありますので、参考にさせていただいています。そして、審議の中で、京田辺市としてのものに変更していければと思いますので、よろしくお願ひします。

会 長：いかがでしょうか。他にご意見ありませんか。

ご意見がないようでしたら次の第1期の対策について議論を進めたいと考えます。

## (2) III 学校間の偏在の解消に向けた対策（第1期の対策）

### 《事務局から資料1、参考資料4に基づき説明》

会 長：それでは、事務局から説明がありましたが、ご意見をお願いします。

委 員：意見としては3点あります。1点目は、17ページの学校選択制度について、賛成の立場ですが、ブロック選択制度や特定目的選択制度、地域限定選択制度などの選択肢があります。前回の会議でも話しましたが、小学校については通学路とか身体的な影響のこともあるので、隣接区域選択制を、中学校に関しては3校全てを同時に自由選択制で導入するこ

とを提案したいと思います。ここでは、その内容を決めたいというわけではなく、やり方が色々ある中で、審議会としてある程度絞った形にした方がよいのではないかということです。

2点目は、18ページの新しい大規模開発地域での通学区域の変更についてですが、なかなか短期的な話でセンシティブなことも含まれている話だと思います。ここでは十分に周知することとありますが、もう少し具体的にいつまでに何をするかを考える必要があるのではないかと思います。宅地開発の関係で、家を買った後に変わりますでは話になりませんので、その辺の時期をしっかりとすべきではないかと思います。参考資料4をみると、あくまで仮の話ですが、地理的なことだけをみると、培良中学校区に行かれるようになることで偏在が緩和されるといった話になるのではないかと思っています。あくまで仮の話です。これまでの議論を積み上げる中で、歴史的な経緯や地域の話はとても大きいものというのは重々承知しているので、色々な事があるとは思いますが。また、一人一人の保護者の観点から考えますと、今お住まいで学校が変更となる方については、培良中学校に行きたい方と行きたくない方がいると思いますので、そういう方はある程度救済措置がいるのではないかと思います。学校選択制で柔軟にとかですね。

最後、3点目ですが、18ページの学校の特色化があり、培良中学校で進められていますが、結構難しい取り組みだと思っています。記載内容では、1つ目が児童生徒からのアイデアの引き出し、2つ目が地域、保護者との関係性、3つ目が小規模校の対策ということが挙げられていますが、本来、学校の教育ということを求めるということが第一であることはわかっていますが、地域の方々や児童生徒の意見からすると、どちらかというとまちづくりといった学校の域を超えた取り組みがなければ、本来求めている特色化が実現しないのではないかと感じています。具体的には、専属的なポジションで取り組む人が必要で、それをいろいろな課題もある中で、学校の先生が担うのではなくて、教育委員会の方で対応されるとは思いますが、中長期的な視点でもって取り組めるまちづくりの対策ポジションのコーディネーターを置くべきではないかと思っています。

事務局： 1点目の自由選択制ですが、他市の事例でいきますと、抽選になって必ずしも希望する学校に入学できないとか、学校と地域との結びつきが希薄になってくるとか、そういう理由で見直しを迫られたものがあります。一定水準の教育を確保して安定した学校運営を行うには、定員を設定して配慮するなどして、できるかぎり自由選択に近いことはできるかと思いますので、詳細な制度設計ができればよいかと思っています。

2点目の大規模開発地域の問題では、校区を変更して、学校選択制度を導入してはどうかという話かと思いますが、選択制度を導入すると校区変更の効果が限定的になってしまふこともありますし、小規模校、大規模校のメリットを享受したいという保護者もいると思いますので、慎重に検討が必要かと思っています。

3点目の特色化の専属コーディネーターにつきましては、これまで考えていなかった発想であり、貴重な意見であると思っています。具体的な議論については、前回の会議でありました新しい学校づくりプランの段階でできればと思っています。

事務局： 2点目の大規模開発地域における救済措置の話に付け加えますと、例えばの話ですが、委員のお話としては、現在、お住まいの方が今日まで田辺小学校と思っていたのに明日から田辺東小学校になるというのはよろしくないだろうという話であると思いますが、当然のご指摘であると思います。そういう場合は何らかの経過措置を設けるといったことは必要であろうと考えます。

会長： 学校選択制度につきましては、これまでこの審議会で様々な点から審議いただきまして、ようやく形としてお示しし、教育委員会で決定され、今年から培良中学校で導入された経緯があります。そして、初めてのことですから、色々な問題があれば、その都度考えてより良いものを作つてこられていると聞いています。また、特色化では同志社大学の理工学部の先生らの協力を得ながら何かできないかと思って、ご紹介をさせてもらって、進行しているところです。今後の学校選択制度については、そのあり方を他市事例も参考にしつつ審議していただきたいと思います。

あと、3点目大きな地域の開発と学校との関係で、新しいセクションを設けてはどうかということですが、非常にユニークな提案であると思います。ただし、学校審議審議会に対して、今、要請されているのは児童生徒の偏在解消に向けた取り組みでして、おそらくですが、今後またご提案のような新しい切り口での議論が必要なこともあるかと思いますが、ここで新たに議論するには時間的に難しく、方向性としましても難しいかと思います。

貴重なご意見ですので、そういう意見があったことについては、教育長等にはお話しして伝えたいと思います。

事務局： 委員の提案の中で、1点目の学校選択制度についてですが、他市の事例をみておりますと、自由選択制につきましては大規模な移動が自由に

なされますと偏在を助長する可能性があり、学校運営の安定性の面からは支障が生じ、また地域との結びつきの面からも希薄化が指摘され、見直しが図られているところがあります。一定の制約を設けた中での選択制といった形でございます。その上でのご審議をお願いしたいと思います。

事務局： 今日が2回目という委員もいらっしゃいますので、もう少し説明をさせていただきたいと思います。委員のご提案は学校選択制度を導入するにあたっては、もう少し選択の幅を広げることも考えられるのではないかということかと思います。今、審議いただいている第1期は、この10年はこどもが非常に増える学校と、どんどん減っていく学校がどちらも存在する時期ということで整理をお願いしたいと思います。その中で有効になるのが、全市的に選択肢を持つことよりも、特定の地域、学校に対して対策を打つことの方が、この時期においては有効なのではなかという話だと思います。

それから、通学区域の変更の周知時期ですが、もっとはっきり具体的にしてはどうかという話ですが、開発地域にどんどん人が入ってくるまでにどこの地域に住めばどこの学校に通うことになるかということを極力早い時期に示しておく必要があるのではないかという意図であると思います。それについては、全くご意見のとおりだと思います。今後、答申いただいた後に、それを受け教育委員会で方針を決定しまして、その後周知を行うことになりますので、来年度の中頃、そのあたりで図っていく予定であります。

それから、特色化事業ですが、この第1期の10年間の取り組みとして、特定の地域、学校について特色ある事業を行い、個性を持たせていきたいと考えています。他の区域からでも通ってみたいなと思ってもらえるような取り組みを行っていきたいと考えておりますが、その後においては他の学校においても波及させていくけるもの、いくべきものについては、成果の検証を行って、この地域、学校については同様にやっていきたいと整理することが意味あるものではないかと思っています。

この第1期の10年間の取り組みであるという認識の上で、考えていただくのがよいかと考えております。

委 員： 学校選択制度は、自由選択制にこだわっているわけではなく、制度を絞るべきとの考えです。今の記述内容から踏み込んで、絞っていることがわかるようにすべきではないかと思います。多種多様ある中で、第1期としては特定地域選択制に当たるようになるのでしょうか。

事務局： 地域になるか、学校になるかはあるかと思います。

委 員： そういうイメージということですね。

事務局： 学校選択制度の活用、また新しい大規模開発地域での通学区域の変更が、この10年間の偏在への対応として、実現可能性が高く、有効に働くであろうということから検討すべきというような表現にすれば、ちょっとわかりやすくなるかと思います。

委 員： 特色化事業も培良中学校が先行してやっているが、他の田辺中学校や大住中学校へも波及しやすい、偏在の内容でまた入れていく結果になるということですか。

事務局： そうですね。中学校だけではないと考えています。小学校でも偏在は発生していますので。

今後、田辺北地区の開発が、まだイメージ図しかなく、詳細は全くわからない状況ですが、もしイメージ図のような開発がなされて、人口が流入した場合は、現学校のキャパシティを超えるおそれがあると思います。また、小規模校では、減少がさらに進んで、10年後には、複式学級も視野に入ってくるようなところもあるかと思います。その上で、区域変更の際、既に住居がある地域も関係してくるようであれば、委員がおっしゃった選択制度を取り入れられれば、増加が見込まれる学校、減少する学校の両方に対して成果が見込まれるといったことがありえる話かと思います。あくまで例えの話ですが、そういうことをお示しいただき、実際に打つ対策は、教育委員会の方で決定してまとめていくということです。

会 長： 大枠の方向性を提示するということであり、具体的にどうのこうのというものは教育委員会の整理ということで答申を出すことでよろしくお願いします。

それでは、第2期について議論を進めたいと考えます。

### (3) III 学校間の偏在の解消に向けた対策（第2期の対策）

《事務局から資料1に基づき説明》

会長： それでは、事務局から説明がありましたが、ご意見をお願いします。委員からありました多様な選択制のあり方も考えていくということになりますし、どんどん児童生徒数が減少する中で、京田辺市の義務教育課程の学校をどう考えるかということになるかと思います。

委員： 第2期の対策は総花的なことが書いてあって、会長のいうとおり、この時期になるとどんなまちになるかは正確に見通すのは難しいですが、新設校を作るとか、統廃合するといったことはかなり外科的な内容になるかと思います。住んでおられる方、引っ越しして行かれる方、引っ越ししてこられる方、相当な影響があると思います。そのような不明確な中で、なかなか難しいとは思いますが、例えばの話として、新設校を作るのであれば、用地の確保であったりとか、財源の確保であったりとか、関連機関との協議とか、これまでの議論でも出てきておりますが、ある程度の年数というものをマイルストーンに置いた形で取り組んでいかないといけません。また、第1期の10年の学校選択制度を第2期においても引き継いでいくのであれば、具体的にある程度の年度にはこれをするということが必要ではないかなと思います。もちろん、それで決めた年度が絶対でなければならないとは考えていませんが、ある程度の時期にマイルストーンを置く必要があるのではないかと思っています。

会長： ちょっと、忘れないうちに言いますけれども、先ほどの適正規模の学校というものがありましたら、委員の意見にありました支援学級のことは大きな点であると思います。色々なものを見ている中で、今後、間違いなく増えていきます。そのことを頭にいれて、学級数を考えていっていただく必要があろうかと思います。

事務局： ご指摘いただきました具体的な年数等を明確化することは望ましいことではありますが、現時点で見定めることが難しいところも多く、このたびの偏在化対策につきましては、全体的な方向性をご審議いただきたいと思います。年数等につきましては、新しい学校づくりプランの中で具体化させていくべきものと考えます。

事務局： 補足となります、新しい学校づくりプランも前期と後期がありまして、審議会で審議いただいている第1期、第2期と合わせた形であり、後期の計画の策定時期に具体化させてまいりたいと考えております。

会長： 京田辺市は今後も変わっていくと思いますが、今言えることは、良好

な教育環境を我々がどう提供できるかという問題です。良好な教育環境のためには一定規模の学校を確保する。そして、学校の統廃合もやがては議論に上りますよということです。何度も言いますが、それらを進めるには、保護者と地域の方々との密接な話し合い、理解を得ることが必要です。

義務教育学校又は小中一貫型学校の設置も将来的な課題であり、こういうようなやり方もありますよと示す。そして、答申した後は教育委員会、京田辺市の方で計画に組み込んでいっていただけるものと思いますが、第2期のことにつきましては、我々としてはこういう方針で、こういう点に気をつけて行うべきということを述べることになります。我々が考えた大事にしてほしいことを示し、具体的なスケジュールは教育委員会の方で考えてもらうという形です。

他に意見がありましたら、お願ひします。

委 員： 20ページの第2期の取り組みとして、コミュニティスクールとか、スクールカウンセラーが挙げられていますが、特にスクールカウンセラーは、今すぐにでも必要なことだと思います。こちらに記載されていることは、ずいぶん先の話ですが、今必要ではないかと思いますがいかがでしょうか。

会 長： こちらは、学校教育審議会の一番の仕事にありましたが、不登校の子どもさんの対応が必要であり、スクールカウンセラー等の配置をもうお願ひしております。何年ぐらい前でしたかね。

事務局： 令和3年度に答申をいたしており、それを受け、教育支援センターを設置し、対応しております。現在、スクールカウンセラーもおります。答申書の留意事項は、統廃合とする場合の影響を考えた際、丁寧な対応としてスクールカウンセラーの重点的な配置が必要な期間があるのではないかということです。

事務局： 現在、普賢寺小学校には学校運営協議会を導入しております、その学校がコミュニティスクールということになりました、取り組みは既に行っております。ここで記載しておりますのは、10年後の適正化による統廃合を行うとした場合、まだ置かれていない学校については、コミュニティスクールにして置いていくこうということです。また、コミュニティスクールの導入は、今もできることではありますので、統廃合にかかわらず、必要なところにつきましては検討していきたいと考えています。

委 員： 確認といいますか、前回会議で述べました義務教育学校あるいは小中一貫型学校の設置ということを取り上げていただいておりますが、第2期は児童生徒数が減少していくスピードや結果については、地域によってバラバラとなり、それを見ながら適正配置を考えていくことになるかと思いますが、現状の学校配置がベースになっているような受け止め方ができます。

ここで第2期の適正配置を考える場合には、第1期の時点から児童生徒の推移をにらみながら、学校施設について整備していく必要があるかと思います。したがって、現状の学校をいじるということだけではなくて、必要な場所、校区に、学校がいるということであれば、その新設も含めて考えるというような受け止め方をしてよいのでしょうか。

事務局： 第2期の取り組みとして再配置を挙げておりますが、委員のおっしゃるとおり、第2期になってから動き出すという事ではありませんでして、第1期の時点から児童生徒数の見通しを持ちながら検討するものと考えております。

事務局： 義務教育学校等の件については、新設を含めた検討という文言の案もありましたが、あえて設置を含めた検討とさせていただいております。第2期は、統廃合を含めた再配置も検討することになりますので、既存の学校を移行させるような検討も可能かと思います。その上でも、新設する方が良いということになれば、その可能性も消さない中での検討を行うということから、「設置」にさせていただいている。

会 長： 委員から計画的にやるべきだという意見がある中で、計画的な学校施設の整備という項目をつけた答申書とすることで、教育委員会の方で計画をしっかりとたてていただきたいという意図が入っている形になるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

委 員： そのとおりです。第1期で学校選択制度を実施して、流動的な状況を見定めて、第2期へつながないといけないという中で、第2期でいきなり小中一貫型学校というようなワードがでてくる。第1期の取り組みが第2期への橋渡しをするものなのであれば、第1期から検討しておかないといけない。そういう一貫性の概念としては入っているのかもしれないが、言葉としても入れておかないといけないのかと思います。

会 長： 第2期への展望を見据えた形で、第1期から考えていくということを

記述するということですね。

そのほか、何か言っておきたいことがあれば、お願ひします。

会 長： 事務局から何かありますか。

事務局： 少し戻りまして、資料1の15ページ、望ましい学校規模、通学区域のところで、説明では法令等を参考に、小中学校12学級以上24学級以下とさせてもらっていますが、委員からの意見で、ただし書きのところ、これで本当にいいのかといった意見もあったかと思いますので、もう少し整理をさせていただきたいと思います。

会 長： この中には、特別支援学級は入っているのでしょうか。

事務局： 入っていません。特別支援学級を含むか、含まないかで、この学校規模も意味合いが変わってくるかと思いますが、4ページでも現状の学校規模では、※印のところにありますように特別支援学級は含めていません。15ページでもそういった説明が必要かと思いますので、対応したいと思います。

あと、中学校の30学級以下を許容するかということですが、今回の話の中で整理していただくとすると、こちらが30学級以下を許容するのは、最初の10年間、第1期の間です。現実には、何もしないとそれ以上の児童生徒数の学校が想定されることから、第1期については、それを超えないようにしっかりと対策をとっていくということです。その後の第2期については、学級数の規模となるように再配置を行ってまいりますが、最初の10年の時点から検討と準備を行い、手遅れにならないように対策するという認識をしていただくと整理がつくのではないかと思います。

会 長： 少子化がどんどん進んでいった場合は、また、この示す学校規模というものも変わってくる可能性がありますが、現在のところはこの規模で方針を示すということです。

今回いただきました審議内容を、事務局において答申骨子案に加え、まとめていただき、私の方で確認の上、次回の審議会で皆様にも確認していただきたいと考えます。

その他

《事務局から今後の会議開催予定日を連絡》

(以上)